

## 文化財建造物と大阪の都市格（2009. 2. 22）

大阪府教育委員会文化財保護課主査（建造物担当） 林 義久

### 1. 大阪の文化財（建造物）

大阪府内において国が指定した国宝や重要文化財の建造物は、全国47都道府県で京都府、奈良県、滋賀県、兵庫県に次いで5番目に多くあります。また、江戸時代までの文化財建造物は木造の社寺建築が多く、火災で建物が焼失しなければ、必然的にその中で祀られていた仏像、絵画他の美術品の残存確率は高くなりますが、大阪府は、美術工芸品の重要文化財指定件数においても、全国で5番目を誇っています。



史跡・重文旧緒方洪庵住宅（適塾 江戸末：大阪市）



＜重文愛珠幼稚園園舎（明治34年：大阪市）＞

第二次世界大戦では米国の焼夷弾等により、市街地の多くの木造建築は焼失しましたが、焼失を免れた地区、或いは市街地の周辺部に良質な神社、寺院、民家建築、或いはコンクリート等のレトロな近代建築が存在します。ところが、府民はこのような状況はあまり知らないようで、ある面では関心が低いようにも感じられます。

一方で大阪は商売、庶民の町を自認し、戦後しばらくすると道頓堀のネオンや看板に代表される賑わいと、華やかな商業施設、近年ではユニバーサルスタジオ、海遊館等に象徴される新しく話

題性のある遊戯施設、お笑いの他、粉物食文化で表現されるような、開けっ広げで気取らない土地柄等々の情報発信の結果、これらが大阪のすべてであるかのように捉えられています。

ところで指定文化財建造物の行政別の分類ですが、国指定、府指定、市



＜道頓堀の景観（大阪市）＞



＜新世界の景観（大阪市）＞

町村指定に別れます。この中で、一般的には国の指定に当たる国宝や重要文化財がよく知られており、国の指定ですから、比較的有名な神社建築や寺院建築も多く、宗教建築であると同時に歴史に登場する権力者に関連するような施設も多く、ある種の特別な存在、庶民とはかけ離れた歴史遺産との認識があるのかもしれませんが。

加えて、大阪のような都市住民の感覚からすると、“文化財”という言葉の響きは、地味で堅苦しいイメージが伴うでしょうし、古い文化財に関しては、大阪から日帰り可能な観光地としての京都や奈良があることから、大阪人の多くは、神社仏閣については京都や奈良を訪れることが多く、地元であれば初詣に出かける住吉大社や、大阪の仏壇として親しまれている四天王寺が代表しているようなところもあります。

しかし大阪は東京とは異なり、古代から日本の歴史の中で重要な役割を果たしてきた土地であり、京都や奈良とともに、歴史を実物で検証できる史跡や建造物も豊富にあります。これらの歴史遺産は大阪という土地で生まれた大阪にしかない個性的な存在であり、都市としての都市格(品格他)を高め、大阪が文化都市であることを宣言できる強力な要素でもあります。



<史跡・重文・府指定等天野山金剛寺の歴史景観(古代～近世：河内長野市)>



<史跡・国宝・重文・府指定等観心寺の境内景観(中世～近世：河内長野市)>

## 2. 大阪の衰退

大阪は、江戸時代からの独自で自由な町人文化の精神を原動力として、明治に始まる近代化以降も繁栄してきました。ところが、第二次世界大戦を契機として、戦後の高度経済成長期以後は色々な意味で衰退していきます。平成4年に大阪商工会議所の会頭になった大西正文さんは、「都市格について(大阪を考える)」という著書の中で(註1)、文化財を現代に活かすとして、「私は大阪が文化都市であるためには、これらの文化遺産が現代に活かされて、その息吹が感じられることが大切であると考えています。」と述べ、経済だけでない文化都市として、大阪は文化財を活用していないと指摘しています。確かに、大阪では商売・経済振興の声はよく聞かれますが、文化・文化財については、大阪の行政施策においても十分に反映されてきたように思えません。

関連する指摘として、昭和48年から大阪で発刊している「大阪春秋」という季刊誌があります。この創刊号の巻頭に、発刊発起人の一人である堀内宏明さんの巻頭言が載っており(註2)、ここでは次のように表現されています。「ここに、一つの問題がある。大阪のもつ自由というものの反面である。奔放なる自由は、古きものへの尊重の念を忘れ、ただただ新奇を追う傾向が強く、現

実性や合理性のみへの傾斜のあまり、通俗が俗物性がまかり通るおそれがある。大阪の自由を愛する伝統的精神にいま一度目をむけるとともに、大阪人が知らず知らずのうちにおちいつている、古典、伝統文化への軽視を、このあたりで反省したいと思う。」

ここで述べられている「通俗が俗物性がまかり通るおそれがある。」との懸念は、丁度、昭和48年の第一次オイルショックの時点と重なります。昭和30年代から始まった日本の高度経済成長の過程において、それまでは、自由奔放な中にも謙虚さをわきまえた古き良き大阪の風土が、徐々に変質してきた状況を危惧したものと思います。そのうち、この危惧された状態が当たり前のようになり、ある意味それが大阪らしいとまで喧伝し喧伝され続けた結果、近年ではその行き着いた先を象徴しているような事件を目にすることになりました。

平成20年10月5日、読売新聞の“風”の欄の田口晃也さんの論説によると、大阪発信となった「事故米流用」や「船場吉兆」の問題について、“大阪の都市格を高めるには”と題して、「上方芸能」発行人の木津川計さんの分析を取り上げ、大阪は戦後、高度経済成長期の精神に合致した60年代の“ど根性”、70年代の“ドケチ”（大日本ドケチ教）、80年代の“犯罪”（グリコ、豊田商事事件）、90年代の“ハレンチ”（街頭犯罪日本一、横山知事ワイセツ事件）という言葉で表現される、外にひんしゆくを買うような情報（言葉）を発信し続けた結果として、大阪の都市としての格を低め、強いては経済にも影響したとして、現在では大阪は減ぶ予感をはらむ都市（憂愁都市：ゆうしゅうとし）に至ったとされています。

今後、大阪がこの状況を改善するために目指すべき姿は、商売を含めて、なりふり構わない姿勢ではなく、恥じらいと慎みを心得た都市（含羞都市：がんしゅうとし）にするべきと説き、たとえば商売においては、商売を「道」に磨き上げたような過去の大阪文化の力を見直すことが求められている、との分析を行なっています（註3）。大阪で生まれ育った私も同感するところです。

ここで指摘されている過去の大阪文化の力とは、近世以降に封建的政治権力から脱却して、適塾等の私塾で培われた学問に基づく、まじめ（真剣、誠実）で自由な合理の精神に該当するものでしょう。それは大阪の町人文化であり、明治維新以降の日本の近代化を牽引したエネルギーでもありました。（註4）で紹介する服部敬弘さんの論文「大阪の文化と自立の精神」では、現在の大阪の没落状況を危惧して「往時（江戸時代）の町人文化の精神は、たとえひそやかではあっても、大阪の底を流れていることは間違いありません。福澤諭吉の自伝によれば、適塾の書生は、東京とは違い、世俗的なことにとらわれることなく、ただひたすら学ぶことを楽しんだといえます。大阪にはこのような自由な空気が流れていたんだと思います。」と述べ、この文化の流れを太く、力強いものにしていくことが、大阪をより活性化していく方法ではないかと述べています。

現在の大阪を概観した場合、外来者を排除せず大らかに親しみやすい風土や人間性は、大きく評価され自慢できる部分と考えます。しかし、一般的には憚られるような内容の事柄であっても、気にも止めずに、全面に押し出して公言、行動する、最近では目立つ事をよしとする価値観からくるあつかましさや、極端に汚い言葉、笑われていくらといった開き直り、それが、たとえば笑いを取るための手段であっても、極端に品性を損なうものは、外から見れば大阪の評価を下げる原因の一つではないでしょうか。

地味な印象の文化財の話に戻りますと、国による歴史的建造物の保護は、社寺を中心に明治から始まりますが、法律で保護されるようになるのは、昭和24年に奈良の法隆寺金堂が一部焼失した事件をうけて、翌年の昭和25年に制定された文化財保護法の制定からです。その後、全国の都道府県や市町村でも、文化財保護条例を制定して地元の指定文化財を誕生させていきます。

大阪府の文化財保護条例の制定は昭和44年です。ところで、現在、府内市町村における文化財保護条例の制定率は70パーセントに達していません。遡って、今のように全国の市町村が合併する以前の昭和の末期、当時は全国で大小3000箇所余り存在した市町村の、平均条例制定率が90パーセント以上であった当時、大阪府内の44市町村の条例制定率は20パーセント余りと、大阪では、過去から市町村の文化財保護条例の制定率が極めて低いことが指摘できます。

大阪において建造物や美術工芸品のような有形文化財、或いは、演劇、音楽、工芸技術等の無形の文化遺産等が、指定、未指定を含めて数多く蓄積されているにもかかわらず、地元の市町村に文化財保護条例がなければ、地元の文化財保護条例を根拠として、市町村自らが指定して保存する文化財は誕生せず、文化財は国の文化財保護法と府の文化財保護条例による指定文化財におまかせとなり、地元市町村における有形・無形文化財の自主的な保存意識も高まらず、文化財保護法第3・第4条の理念である、国、府、市町村、並びに国民・所有者等の全体の協力による文化財の保護は不可能です。

### 3. 国の文化財建造物登録制度の発足

平成8年10月から国の文化財建造物分野で、指定文化財指定制度に加えて、登録文化財登録制度が発足しました。この制度は、指定制度の厳選指定、厳格保存ではなく、近代を含めた身近で多量に存在する歴史的建造物を、個人或いは地域の資産としてうまく活用保存する制度であり、指定文化財ほどの厳格な規制がない反面、税制上の優遇はあるものの、修理に対する補助金の支援はなく、言わば所有者や地域が自ら活用保存する姿勢を、国が顕彰する制度ともいえます。

大阪府では、国の制度の開始に先立ち、平成5年3月の大阪府文化財保護条例の改正により、府独自の登録制度を発足していました。しかし府の制度はどちらかと言うと、当時話題となっていた地価税対策として、都市部の史跡等の消滅を防ぐことを目的とし、特に、税制的、或いは顕彰的支援規定もなかったために、建造物等の保護施策としては十分ではありませんでした。

その3年後、国の建造物分野に登録文化財建造物登録制度が発足し、国は制度の定着と発展を目指して精力的に行動しました。府もそれまでのように、主に国や府の少数厳選の指定建造物だけで、文化財建造物に対する府民の関心を高めることは極めて困難と考えていたことから、国の登録建造物保護制度の将来に大きく期待をしました。

平成8年11月15日の第1回目の文化審議会の答申において、府内からは旧小西家住宅や田尻歴史館他の3カ所14件が登録文化財となり、この中の2カ所12件はその後、文化財保護法に基づく重要文化財、或いは府の文化財保護条例による指定文化財となっています。国や府の指定文化財は登録文化財に比べて規制が厳しいことから、所有者に指定の打診をした場合でも、一部の所有者からは指定に伴う規制に対する懸念を聞きますが、規制の緩い登録から出発すれば、所有者の文化財に対する理解も深まり、登録から指定への移行が容易に行なえる場合もあります。

このように登録文化財は将来の指定文化財候補を含めた、幅広い歴史遺産から成り立っています。ただ、登録文化財は活用のための自由度を特色として規制が緩い反面、支援が少ないという制度ですから、残念ではありますが、多くの登録文化財の中には登録した当時とは状況が異なり、解体撤去によって登録が解除される場合もありますが、これは仕方のない事でしょう。

府は国の登録制度の発足当初から、関係者の協力のもと、年に数回行われる国の審議会にかならず登録候補物件を提出して、毎回3～4カ所の登録を実現することによって、徐々にその件数は増えていきました。しかし第10回目、第13回目の審議会では登録候補が少なく、1カ所の



<重文・登録旧小西家住宅（明治36年：大阪市）>



<大阪府指定田尻歴史館（大正12年：田尻町）>

登録しか実現できなかった時期もありました。

その後、徐々に登録制度が認知されるようになるとともに登録の件数も増え、毎回の審議会の答申内容を報道機関に提供していく過程で、地域における建築後50年以上の身近な歴史遺産として、指定文化財のように、厳格な基準では考えられないような建造物、土木構造物等、様々な物件が登録文化財となり、人々に「これが文化財？」と思わせるような印象を抱かせた反面、住民、関係者にとってはこれまでの指定文化財以上に親しみ安さが生まれたように思われます。

そのような中、報道機関も登録建造物に関心を示すようになり、答申時点で写真付きで新聞紙面に大きく報道されたことによって、所有者にとっては登録建造物を活用した商業活動でもプラスになった例もあります。さらにテレビ番組で紹介されるようになると、府民の登録文化財建造物に対する関心も更に深まったのではないのでしょうか。最近では、関東系のテレビ番組等では、全国の登録文化財の旅館やホテルの紹介も数多く見られるようになりました。

平成17年10月に全国の登録建造物が5000件を突破した時点で、国は東京大学の登録文化財安田講堂を会場として、「登録有形文化財建造物5000件記念シンポジウム」を開催しました。その際、当時の河合隼雄文化庁長官（在任中に死去）は、ユーモアを込めて「登録文化財は、ごまん（5千にかけて、それ以上多く、掃いて捨てるほど）とあったらいいですね・・・」と発言されたと聞きます。長官は登録制度の将来性に大きな期待をされていたものと思います。

この時点で、日本の登録文化財建造物は、明治時代から順次に指定、蓄積されてきた国宝や重要文化財建造物の指定件数を追い越して5000件に達したとはいえ、欧米諸国の文化財建造物の件数（イギリス44万1千件、アメリカ5万2千件、フランス3万7千件等）と比較するとまだまだ桁数が異なる少なさです。

登録文化財建造物保護制度が発足して13年、国の審議会も62回行われました。大阪府の登録文化財建造物は、平成20年12月時点で192カ所508件と、都道府県では最も多くの登録文化財建造物が存在します。また全国では47都道府県、718市町村で7408件に達しますが、それでも決して多いとは考えていません。

近年では、市町村や歴史遺産所有者、並びに建築士等からの登録に対する問い合わせも多くなり、過去の審議会に1カ所しか登録候補を出せなかった時代とは様変わりです。レトロブームも手伝い、府の議会等でも登録文化財に関連する質疑も行われ、特に最近の傾向としては、観光振興と結びつきの歴史遺産、特に近代建築等の存在意義は増しつつあり、これらを活用したレス

トランや飲食店が盛況であり、古い建築であっても特色のあるレトロビル自体の不動産価値は上がってきています。

#### 4. 登録文化財建造物制度の今後

全国的にも登録建造物が数多く誕生している大阪府では、まず第一に府内の登録文化財の所有者どうしの情報交換を図ることを目的として、平成17年9月に「大阪府登録文化財所有者の会（略称 大阪登文会）」の設立総会が、船場道修町にある登録文化財の少彦名神社において開催され、これまで各地で4回の総会を行い、登録文化財を紹介するために作成した携帯版カラー冊子も好評です。

現在の会員数は100名ほどですが、「大阪登文会」は今後、NPO法人資格の取得を計画するなど、市民、府民との関わりを大きくするために、様々な活動を行うとともに、京都府の国登録文化財所有者の会や、その他所有者相互の連携を含め、多くの人々に登録文化財を知ってもらい、府内における登録物件もこれまで以上に増加させることも検討しています。

「大阪登文会」を構成する会員の多くは、長年にわたり大阪での建造物の所有者であり、親の世代以前からの大阪人でもあります。また、船場の商人、住人であることを誇りとして育った所有者もおられ、年配の方々については、良き大阪の記憶者でもあります。ところが、現在この方々が大阪以外の人々と接触する中で、外部の人々からは大阪が冷ややか、ある意味軽蔑されている印象をいただいています。現在では“京都風”はブランドであっても“大阪風”“大阪”を前面に出すことは敬遠される状況になっています。このことは当然経済にも影響するでしょう。いわゆる俗の大阪一辺倒で勝負をしても、外部に対しては通用しないということではないでしょうか。

たとえば一つの事例として、笑いのネタのようにして大阪の「おばはん」が取り上げられます。エネルギーで気さくな人柄との見方もありますが、紹介される姿を外部から見ればあつかましく下品にみえます。大阪の中老年の女性は、このようにあつかましく下品な「おばはん」ばかりではありません。これは一部分でしょう。笑い取りを意識してか、大阪自らがしばしば誇張して下品であつかましい「おばはん」像を、大阪でのすべてのように発信します。これでは大阪の印象が悪くなるのも当たり前で、発信者はそのことに気づいていないのでしょうか。

これは些細な例かも知れませんが、つまり、古き良き大阪を知る人たちは、「2. 大阪の衰退」で述べた木津川計さんの分析のとおり、大阪が戦後の高度経済成長を追い風として、通俗、俗物性に乗った経済活動、外部にひんしゅくを買う情報や、発言、行い等を発信してきた結果、いつの間にか憂愁都市に至った悲哀を感じているのだと思います。憂愁都市を含羞都市に戻す事は至難の事と思いますが、登録文化財の保存活用等も一つとして、大阪が文化を尊重する文化都市であることを外部に発信し、悪い印象を少しでも改善していかなければなりません。

国宝や重要文化財を中心とした限られた件数の指定文化財の保存活用だけでは、多くの人々に歴史的建造物に関心をもってもらうことは困難であり、さらに、重要文化財の指定民家等に至っては、釘1本も打てずに非常に不便だというような誤解が一人歩きしているのも事実であって、文化財建造物が親しみのある存在という認識からは程遠い状況です。

さらに日本においては欧州諸国の町並のように、都市計画によってまちぐるみで、一度に多くの登録的な建造物を保護しているのとは異なり、文化財保護法の枠内で1件ずつ登録し保存しているのが実情です。しかし、歴史遺産等が点在して残るような地域については、町並保存（日本の伝統的建造物群保存地区）ほどではなくとも、登録建造物を複数件実現し、それを核として周

辺整備を行えば面的な広がりも期待でき、歴史的景観の保存、地域振興等に大きく貢献できます。

たとえば、貝塚市では寺内町の歴史的街区を中心に10件以上の登録建造物が誕生しています。また、大阪市の北船場地区では、水都を象徴する中之島の橋梁などを含めて、近世から近代の大阪を特色づける指定、登録、未指定等の建造物が比較的好く残っています。また、同じく天王寺区下寺町では、10数件の江戸期の寺院の山門（表門）をはじめとした寺院施設が、指定や登録されており、これらと一体化して、上町台地の西斜面を覆う樹林帯が潤いを与え、歴史的建造物と植生が融合した景観を形成することから、緑の少ない大阪市にとっては貴重な地区と言えます。

このような歴史遺産の広がりが期待できる地区は無秩序な開発をせず、残り少ない遺産を一つでも失わないように、地元行政と住民の協議によって、登録物件等を更に増やして面的な保存につなげ、所かまわず掲げられる、けばけばしい看板を抑制するなどの景観の修景により、まさに、歴史の記憶を継承した個性的で落ち着いた都市景観を形成すべきでしょう。



<重文願泉寺と登録町屋が存在する貝塚寺内町（江戸時代～：貝塚市）>



<大阪下寺町の登録文化財寺院と上町台地の緑の景観（江戸時代～：大阪市）>

## 5. むすび

いつの頃から言われるようになったのか、大阪、神戸、京都の三都市を比較して、大阪は“働くまち”、神戸は“住むまち”、京都は“遊ぶまち”といった表現があります。大阪春秋の巻頭言を書いた堀内宏昭さんも、宮本又次さんの言葉を引用して、「・・・働かない人は、大阪は一日といえども住みにくいところなのだ」と述べています（註2）。都市の景観を取り上げた場合、技術を駆使して人間のスケールからかけ離れた、大規模で目新しい建築や、特に大阪では人の目を引く奇抜なデザインを売り物とした、パワーはあっても落ち着きや美しさに欠ける構造物、あるいは経済性のみを追求したゆとりのない建築によって、まちの景観が出来上がってしまう傾向にあります。

高度経済成長期のように大阪は「機能するまち」、「働くまち」を自認、肯定して、経済だけにあくせく専念するだけではだめで、“住むまち”、住みよいまちとしての落ち着きと潤いを獲得しなければなりません。先に述べた大阪の商売等を含め、特に戦後から行なわれてきた、なりふり構わない姿勢ではなく、それ以前の大阪文化に裏打ちされた、少しまじめ（真剣、誠実）で慎みのある行動が必要ではないでしょうか。

昨年後半からの世界的な経済危機に臨み、経済を専門とする識者を中心として、経済復興提案ばかりが目につくように感じられます。もちろん経済復興は重要であります、ある意味これまでの経済一辺倒の考え方を見直す良い機会かと思えます。21世紀の有り方は、持続可能な発展、持続可能な社会を求めています。大阪においてもこの意識改革を踏まえて、本来の大阪文化（過去の大阪文化）を見つめ直すことこそが、結果的に大阪の都市格を上げ、観光、経済にも結びつくものと考えます。

歴史的建造物の多くは、人間のスケールに基づき、職人さん等の手仕事の作品が多く、ゆったりとした時間の流れの中で誕生し、現在まで受け継がれてきたものです。現代の、特に都市の目まぐるしさは、これらの存在を否定するかのように感じさせますが、それであればあるほど、これらの遺産をうまく表舞台に登場させ、記憶を継承する歴史遺産の保存活用を通じて、高齢者にも優しく、少しでも落ち着いた住みよい環境を整えることが必要ではないでしょうか。

### 《参考文献等》

\*本稿は、「建築とまちづくり」No348 2006（新建築家技術者集団）の中で「登録文化財と地域ポテンシャル」として掲載したものを、全面的に改稿したものです。

（註1）「都市格について（大阪を考える）」大西正文 著 1995年 創元社

（註2）「大阪春秋」創刊に際して（抄）堀内宏昭 1973年

「大阪春秋」は、1973年（昭和48年）の高度経済成長の真只中であって、大阪文化を照会する季刊誌として、堀内宏昭さんの巻頭言をつけて創刊されている。以下に掲載した。

「大阪は文化不毛の地だ、との酷評をあげている。首肯する人も多いと思うが、果たしてそうであろうか。宮本又次博士のご指摘によれば、大阪は京都や奈良のような観光都市ではないし、東京のような政治都市ではもとよりない。大阪は「機能する町」である。ひらたく言えば、人間が一生懸命に働くその舞台であり、働かない人は、大阪は一日といえども住みにくい所なのだ。仕事から離れた人には、もっとも住みにくい、すなわち、まさに大阪は機能するもののみ適した場所なのである。しかし、大阪はただ単に「機能」するのではない。それは、自由に機能する町である。人間の實力を力一杯に発揮できる場所—これが、大阪の特質だと吾々は考えている。大阪の知事、市長はもとより商工会議所の会頭といわれる人々も、学閥や門閥の背景によって支持されているのではない。その地位にいちばんふさわしいとして、市民が選んできた人たちであり、しかも、大阪という地域に何のこだわりもなく選ばれて来たことを、吾々は注目しなければならぬ。ここに、一つの問題がある。大阪のもつ自由というものの反面である。奔放なる自由は、古きものへの尊重の念を忘れ、ただただ新奇を追う傾向が強く、現実性や合理性のみへの傾斜のあまり、通俗が俗物性がまかり通るおそれがある。大阪の自由を愛する伝統的精神にいま一度目をむけるとともに、大阪人が知らず知らずのうちにおちいつている、古典、伝統文化への軽視を、このあたりで反省したいと思う。右のような考え方により、小誌「大阪春秋」は、名もなき無力な庶民の有志によって企てられた。前途幾多の難渋をおそれながらも何とか一人歩き出来るよう育てて頂きたく、大方のご指導とご支援をひたすら乞い願う次第である。」

（註3）「都市格と文化——大阪から全国へ——」木津川計 著 2008年 自治体研究社

木津川計さんは著書の中で、昭和44年（1968）に「都市格」という言葉を使ったが、それを遡る大正14年（1925）に、当時、東京市の顧問であった岡実が、初めて「都市格」という言葉を使ったことを知ったと述べています。

（註4）「(35)大阪の文化と自立の精神」ルーヴェンカトリック大学 服部敬弘

『畑田家住宅活用保存会』（<http://culture-h.jp/hatadake-katsuyo/index.html>）ホームページ 文・随想内 2008年10月30日掲載